

令和6年度「北筑後社会教育応援隊」事業実施要項

1 目的

市町村・社会教育団体・学校が（以下市町村等という）主催する事業・研修会等における教育事務所社会教育主事の派遣及び生涯学習・社会教育全般に関する相談業務を展開し、市町村等の生涯学習・社会教育の効果的な推進を支援する。

2 対象機関

- (1) 市町村教育委員会及び管下の教育施設（小・中学校等も含む）
- (2) 市町村社会教育・生涯学習関係課及び管下の社会教育施設（公民館等）
- (3) 社会教育関係団体（PTA連合会、公民館連合会、子ども会連合会等）
- (4) 地域活動、社会貢献活動、ボランティア活動等に關係する団体

3 事業内容

- (1) 対象機関の求めに応じた講師等の派遣
 - ① 社会教育諸計画の策定支援
 - ② 対象機関が主催する事業・研修会での講義・演習及び指導・助言
(情報モラル教育、子どもの読書活動啓発、子ども会活動の活性化、公民館活動の活性化 等)
 - ③ 体験活動・ボランティア活動に関する講義・演習及び指導・助言
(レクリエーション等体験活動指導、レクリエーション実施にあたっての基本的な考え方等、ボランティア活動を行う上での心構え 等)
 - ④ 学習プログラムの作成支援
 - ⑤ 社会教育に係る調査研究活動支援
 - ⑥ その他、市町村の社会教育の振興のための支援に関すること
- (2) 来所・電話等による情報提供
 - ① 学習プログラムの企画・立案に関すること
 - ② 社会教育諸計画に関すること

※分野（PTA活動、公民館等活動、地域学校協働活動、ボランティア活動、青少年教育、学校支援、家庭教育支援、生涯スポーツ、社会教育委員、技術指導、読書関連、通学合宿、まちづくり 等）

4 派遣手続 ※福岡県社会教育応援隊事業に準じる

派遣を要請する市町村等（学校関係・社会教育関係団体等も含む）は、派遣をする日の1ヶ月前までに電話等で連絡の上、申請書（別紙様式）を提出するものとする。

5 派遣に要する経費 ※福岡県社会教育応援隊事業に準じる

教育事務所社会教育主事派遣に要する旅費は、原則として事務所が負担し、謝金等については受領できない。
外部講師派遣の際は、謝金及び旅費については、依頼者と講師で協議する。